恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百一号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

総務大臣　武田　良太

内閣総理大臣　菅　義偉

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百二号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和二年度」を「令和三年度」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　菅　義偉

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百三号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第四項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十一条第一項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第五項、第三十七条第一項、第四十六条第一項、第四十九条第四号及び第百六十条、同法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第九十八条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「国等（同項に規定する国等をいう。以下同じ。）」を「国」に改める。

第二十二条の三の見出し中「国等」を「国」に改め、同条第一項中「国等」を「国」に、「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額」を「当該事業年度において組合ごとにその組合員に支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に次項に定める割合を乗じて得た金額の合計額」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「国等」を「国」に、「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を「当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する」に改め、同項各号を削る。

第二十五条の三の見出し中「国等」を「国」に改め、同条第四項を削る。

第四十四条の五第四項中「、第二十二条の三」及び「、第二十五条の三」を削り、同項の表第二十二条の三第一項の項、第二十二条の三第三項の項及び第二十五条の三第四項の項を削る。

附則第七条の三の前の見出し中「国等」を「国」に改める。

附則第三十四条の二の三第一項中「第五項」を「次項」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項の表第二十二条の項を削り、同項を同条第二項とする。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二の見出し中「国等」を「国」に改め、同条第一項中「国等（共済法第九十九条第三項（共済法第百二十四条の三及び附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国等をいう。次項において同じ。）」を「国」に、「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を「当該年度における同号の規定による負担すべき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「国等」を「国」に改める。

第六十九条の見出し中「国等」を「国」に改め、同条第四項を削る。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。